

る者およびその必要ありと認められる者の保護者の状況ならびに市町村における就学援助実施の実状を調査し、就学援助に関する基礎資料を得る。

(1) 調査対象

全国公立小・中学校の $\frac{1}{6}$ を抽出し、調査対象校とする。対象校の最高学年の児童生徒のうち①②に該当するものおよび対象校を所管する市町村教育委員会について調査する。

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の世帯
- ② 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

(2) 調査期日 39年6月1日

(3) 調査事項

① 学校調査票

ア 生活保護法による保護基準地域指定の級地

イ 保護者の市町村民税課税状況

ウ 世帯員の年間総所得

エ 世帯類型

オ 保護者の職業

カ 世帯員の構成

キ 援助の状況

② 市町村教育委員会調査票

ア 市町村の財政力指数

イ 児童生徒総数に対する保護児童生徒の割合

ウ 現行の準要保護児童生徒の認定基準

- (4) 本調査については、県としての集計結果を報告書として40年3月刊行し、市町村教育委員会、教育関係者に配布した。

3 地方教育費の調査（教育行、財政調査）

この調査は、昭和24会計年度より、文部省と県教育委員会が毎年協同で実施している。

その目的を要約すると、教育行財政政策がより優位に樹立されるよう教育費の実態を調査して、教育施策を行なう人はもちろんのこと、広く県民に教育費のありかたを理解してもらうための資料を作成提供する。

調査の対象は、全公立学校と県および地方教育委員会で、調査の内容は次のとおりであるが(1)～(3)までは、教育費を分野別、財源別、性別別に区分し、その用途について調査している。

(1) 学校教育費の調査——学校教育のために要したさいの経費。

(2) 社会教育費の調査——公民館、図書館、体育施設その他の社会教育費、教育委員会が行なった社会教育活動費、文化財保護などに要した経費。

(3) 教育行政費の調査——教育委員会の所管する事業に要した経費

(4) 教育施設に伴う収入に関する調査——教育委員会

の所管に関する国費、県費の補助金、負担金、寄付金を除いた収入額

(5) 地方教育行政の調査——教育委員会の調査日現在（5月1日）における組織、人的構成等。

以上の調査結果については、財源、使途など、また、他統計との比較、分析を加え「教育費の実態」として、報告書を刊行した。

4 後期中等教育機関利用状況調査

(1) 調査の目的

中学校卒業者について、社会的移動、教育訓練機関利用の有無、学習内容、学習意欲、学習阻害条件および就業の状況、その他学習上の環境条件等を調査し、将来の施策拡充の基礎資料とするために、文部省が実施した。なお、この調査結果については、当所から3月に「後期中等教育機関利用状況調査報告書」を発刊した。

(2) 調査の範囲

昭和37・38・39年に公立中学校を卒業した者（ただし高等専門学校または高等学校全日制課程へ進学した者については昭和39年卒業者に限る。）

(3) 調査期日

昭和39年9月15日現在。

(4) 調査実施校

公立中学校（学校規模別）の $\frac{1}{4}$ ……86校

(5) 調査対象者および有効回収数

つぎのとおり。但し、調査対象者は、 $\frac{1}{6}$ の抽出
高等専門学校・全日制高等学校進学者以外の者

昭和37・38・39年卒……	3,741名
有効回収数……	2,989名
回収率……	79.9%

高等専門学校・全日制高等学校進学者（調査実施校の資料で調査）……1,629名

5 学校給食調査

この調査は学校給食の実施状況を調査し、学校給食の普及充実に図るための基礎資料を得ることを目的として、6月30日現在で行なった。

(1) 学校実施状況調査

調査の対象は、小学校・中学校および盲学校・ろう学校・養護学校の小学部または中学部のうち、年間を通じて給食を実施している学校で調査事項は次のとおり。

給食種別、脱脂粉乳およびおかずの調理方法、ミルクの種類別、牛乳の消費量、給食実施回数、在学児童生徒数、給食人数、給食関係費、児童生徒から徴収する給食